

# 恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

資料

## 経緯 ◎新型インフルエンザ等対策行動計画とは？

・感染症危機発生時の対応策を整理し、平時より準備を行うための計画です。（特別措置法第8条）は、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき国が策定した政府行動計画及び、政府行動計画を基本として北海道が策定した北海道行動計画をもとに、平成26年度に「恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画」として策定したものとなっています。

・令和6年7月には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえおよそ10年ぶりに、**国が政府行動計画を全面改定しました**。それを受け令和7年3月には、**北海道が北海道行動計画を全面改定**しました。

・今回、恵庭市でも新たな政府行動計画及び道行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の経験及び課題を踏まえ、幅広い感染症による危機対応を想定し、**令和7年度に計画の全面改定**を行うこととしました。

## 目的

- ・感染症の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
- ・市民生活及び社会経済に及ぼす影響を最小化すること。

## 平成26年度 現行版の基本的な考え方

・現行版計画では感染症の発生時期を5つの段階に分け、それぞれに対策における6項目を定めています。

| 発生時期   | 状態                                     | 目的・内容                              |
|--------|--|------------------------------------|
| 未発生期   | 新型インフル等が発生していない状態                      | 発生に備えた事前準備                         |
| 海外発生期  | 海外で新型インフル等が発生した状態                      | 国内侵入の遅延及び早期発見                      |
| 国内発生早期 | 国内で新型インフル等の発生が確認されたが、すべての患者を疫学調査で追える状態 | 感染拡大の抑制、適切な医療の提供、医療従事者等への特定接種の実施   |
| 国内感染期  | 国内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態                | 医療体制維持、ライフライン等市民生活に必要な事業の維持、住民接種実施 |
| 小康期    | 患者の発生が減少し低い状態で留まっている状態                 | 市民生活・地域経済の回復、流行第2波への備え             |

| 対策項目        | 未発生期          | 海外発生期          | 国内発生早期            | 国内感染期             | 小康期              |
|-------------|---------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 実施体制        | 計画策定、情報収集     | 初動体制の協議、対策本部設置 | 国の方針に従った対象方針の変更決定 | 感染期における基本的対象方針の決定 | 対策本部廃止、対策評価及び見直し |
| 情報提供・共有     | 体制整備、感染予防策普及  | 注意喚起、相談窓口      | 情報共有、相談窓口の強化      | 情報共有、相談窓口の強化      | 第2波発生可能性の情報提供    |
| まん延防止に関する措置 | 個人における感染対策の普及 | 濃厚接触者対応の準備     | 学校等に対する臨時休業等要     | 学校等に対する臨時休業等要請、職  | 感染対策の縮小、中止       |

|                              |   |                                 |   |   |   |
|------------------------------|---|---------------------------------|---|---|---|
|                              |   |                                 | 請、職場・地域<br>対策の要請                                    | 場・地域対策の要<br>請                                       |   |
| 予防接種                         | 特定接種の準備   | 特定接種の実<br>施                     | 住民接種の実<br>施、情報提供                                    | 住民接種の実施、<br>情報提供                                    | 第二波に備え新<br>臨時接種の実施                        |
| 医療                           | 市民周知準備  | 市民周知                            | 帰国者・接触者外<br>来の受診勧奨                                  | 在宅医療患者の支<br>援、救急搬送実施、<br>医療機関情報提供                   | 各措置の縮<br>小、中止                             |
| 市民の生活及び<br>地域経済の安定<br>に関する措置 | 計画策定、要援<br>護者への生活支<br>援体制整備、火<br>葬能力把握、物<br>資備蓄 | 要援護者への<br>情報提供、火<br>葬施設等の確<br>保 | 要援護者対策の<br>実施、円滑な火<br>葬体制、水の安<br>定供給、生活物<br>資の価格安定化 | 要援護者対策の実<br>施、円滑な火葬体<br>制、水の安定供<br>給、生活物資の価<br>格安定化 | 要援護者対策<br>の継続、市<br>民・事業者へ<br>の必要な呼び<br>かけ |

### 令和7年度 改定版の基本的な考え方

★対策項目を6→7項目に拡充、対策項目毎に対応時期として①準備期②初動期③対応期の3つに再編

◎対策項目を以下の7項目に分類

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン  
⑤保健 ⑥物資 ⑦住民生活および社会経済の安定の確保

<主な変更点>

- ・情報提供・共有から②情報提供・共有、リスクコミュニケーションに変更
- ・「医療」の内容について、⑤保健として千歳保健所との連携体制を明記
- ・⑥物資を追加し、平時からの物資備蓄状況の確認を明記

◎対応時期を以下の3項目に分類

- ① **準備期**：国内外における新型インフルエンザ等の発生を探知するまで

→現行計画における発生時期の【未発生期から海外発生期】に該当

- ② **初動期**：探知して以降、政府対策本部及び道対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで

→現行計画における発生時期の【海外発生期から国内発生早期】に該当

- ③ **対応期**：基本的対処方針の実行以降

→現行計画における発生時期の【国内感染期から小康期】に該当

| 対策項目                 | 新計画（現行からの主な追加記載項目）   |
|----------------------|--|
| 実施体制                 | ・有事における全庁的な対応及び平時からの実践的な研修・訓練の実施   |
| 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ・偏見・差別等や偽・誤情報に対応し、科学的知見に基づき正確な情報を迅速に提供<br>・有事におけるテレワークの活用、事業者や市民向け情報の周知など道への必要な協力              |
| まん延防止                | ・平時から有事の不要不急の外出自粛やマスク着用の咳エチケット等まん延防止対策に対する理解促進   |
| ワクチン                 | ・平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備  |
| 保健                   | ・平時から千歳保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築<br>・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮 |
| 物資                   | ・発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進  |
| 住民生活および社会経済の安定の確保    | ・有事により生じ得る心身への影響を考慮した、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する対応等                       |

## 変更後のポイント

### (1) 準備期(平時)の充実

→平時からの実践的な訓練の実施及び物資備蓄等を明記し、危機管理の実効性と初動対応スピードを強化

### (2) 国・道・市の役割の明確化

→国と地方自治体の連携体制、有事における調整及び指示プロセスの明確化

### (3) デジタル技術(DX)の推進

→新型コロナ対応時課題となった、アナログな情報収集や、各種事務負担による現場負担解消に向け DX 推進

### (4) 機動的な対策の切り替え

→社会経済活動と感染対策の両立として、感染の「波」を想定し、ワクチンの普及状況や病原性の強さに応じて、対策を強めたり緩めたりする基準が明確化

### (5) 情報提供とリスクコミュニケーション

→SNS 等での情報拡散による混乱を防ぐため、リスクコミュニケーションの重要性が強調され、正確な情報を迅速に届ける体制が強化

### (6) サポートが必要な方への適切な配慮

→高齢者、こども、多言語対応が必要な外国人、視覚や聴覚が不自由な方等に対する情報の受け手に応じた適切な配慮